

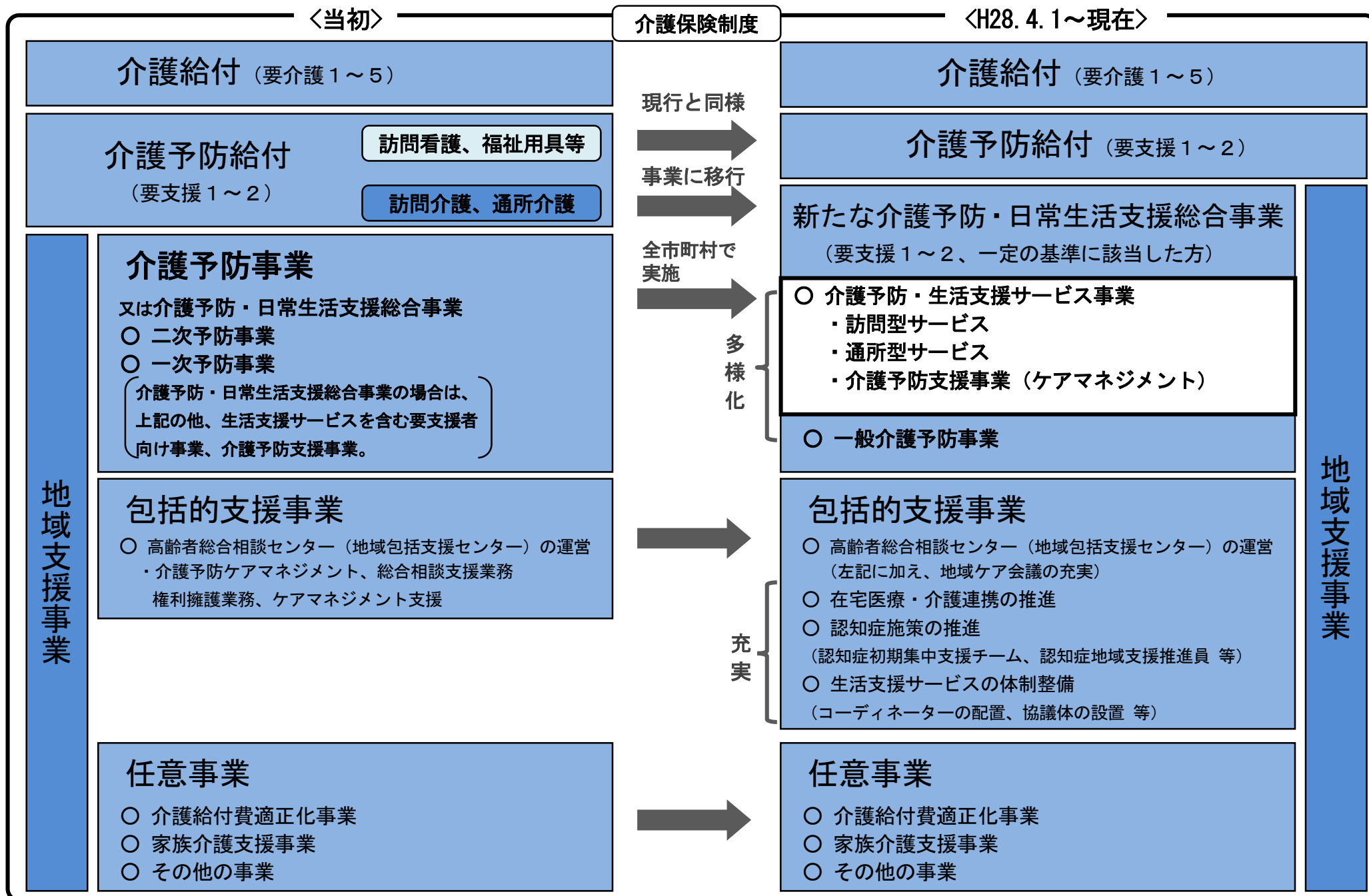
令和 5 年 4 月 1 日

介護予防・日常生活支援総合事業（概要）

葛飾区福祉部介護保険課給付係

連絡先 03-5654-8246（直通）

介護予防・日常生活支援総合事業（新たな総合事業）の構成



総合事業を構成する各事業の内容及び対象

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)

- 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者
 - ① 要支援認定を受けた者
 - ② 基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

- 対象者は、第1号被保険者のすべての者及びその支援のための活動に関わる者

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要するものを把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場とうへのリハビリ専門職等による助言等を実施

訪問型サービスの内容

種別	訪問型サービス	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○要支援1又は要支援2の認定者 ○要支援認定申請中の者 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業対象者 ※介護予防ケアマネジメントによってサービスを受ける必要があると判定された者
基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○家事援助 買物・調理・掃除・洗濯 ○家事援助に加えて身体介護 (身体介護のみは想定していない) 	<ul style="list-style-type: none"> ○家事援助 買物・調理・掃除・洗濯 ※身体介護はない
提供時間	1回あたり45分	
提供回数	<ul style="list-style-type: none"> ○要支援1の認定者は、週1回又は週2回 ○要支援2の認定者は、週1回から週3回まで 	○週1回
基本サービス費	<ul style="list-style-type: none"> ○家事援助のみ 1回あたり 2,565円 (225単位×11.4円) ○家事援助に加えて身体介護を行う場合 1回あたり 3,078円 (270単位×11.4円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○家事援助のみ 1回あたり 2,565円 (225単位×11.4円)
算定単位の取扱	1回あたりの実績払い	

訪問型サービスの基準

種別	◎家事援助に加えて身体介護を行う場合	◎家事援助のみの場合
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ■管理者 常勤・専従1人以上 ただし、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ■訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者】 ■サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（一部非常勤可）。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上 【資格要件：介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者】 	<ul style="list-style-type: none"> ■管理者 専従1人以上 ただし、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ■従事者 1人以上必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修修了者又は生活援助中心型研修修了者及び区の研修修了者】 ■訪問事業責任者 従事者のうち1人以上必要数 【資格要件：従事者に同じ】 <p>※要介護者と一体型で運営する場合、要介護者にサービス提供責任者が従事し、事業対象者に訪問事業責任者が従事する。サービス提供責任者は国基準相当サービスの基準の範囲内で、訪問事業責任者を兼務することができる。この場合、事業対象者1人を要介護者1人とみなして利用者数を計算する。</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> ■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ■個別サービス計画の作成 ■運営規程等の説明・同意 ■提供拒否の禁止 ■訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密保持等 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■必要に応じ、個別サービス計画の作成 ■運営規程等の説明・同意 ■従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ■従事者又は従事者であったものの秘密保持 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜の提供

◎通所型サービスの内容

種別	通所型サービス	
対象者	<p>○要支援1又は要支援2の認定者 ○要支援認定申請中の者</p>	<p>○事業対象者 ※介護予防ケアマネジメントによってサービスを受ける必要があると判定された者</p>
基本サービス	<p>○送迎、利用者の体調確認（バイタルチェック）、生活機能の向上訓練、レクリエーション ※送迎はサービスと一体化されているため、分割は不可</p>	
提供時間 (1回)	<p>○2時間以上3時間未満 ○3時間以上5時間未満 ○5時間以上</p>	
提供回数	<p>○要支援1 週1回又は週2回 ○要支援2 週1回から週3回まで</p>	<p>○週1回</p>
基本サービス費	<p>○サービス提供時間が、2時間以上3時間未満の場合（5時間以上の70%とする） 1回あたり 2,932円（384単位×70%×10.9円） ○サービス提供時間が、3時間以上5時間未満の場合（5時間以上の80%とする） 1回あたり 3,346円（384単位×80%×10.9円） ○サービス提供時間が、5時間以上の場合 1回あたり 4,185円（384単位×10.9円） 原則、送迎サービスはサービス費の中に含まれる。なお、送迎サービスを利用しない場合でも、減算は行わない。 ※入浴は、加算の対象として取り扱う</p>	
算定単位の取扱	<p>1回あたりの実績払い</p>	

通所型サービスの基準

種別	要介護者と一体型相当サービス（要介護者に対する通所介護、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護と併せて実施される通所型サービスをいう。）である場合	区独自緩和型サービス（要介護者に対する通所介護、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護と併せて実施されない通所型サービスをいう。）である場合
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ■管理者 常勤・専従 1 以上 ただし、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ■生活相談員等 専従 1 人以上 ■看護職員 専従 1 人以上 ■介護職員 ～15 人 専従 1 人以上 15 人～ 利用者 1 人につき専従 0.2 人以上 (生活相談員・介護職員の 1 人以上は常勤) ■機能訓練指導員 1 人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■管理者 常勤・専従 1 以上 ただし、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ■生活相談員等 1 人以上 ■看護職員または介護職員 1 人以上 ただし、定員が 11 人以上の場合は、看護職員を 1 人以上とする。 ■機能訓練指導員 1 人以上
設備	<ul style="list-style-type: none"> ■食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ■静養室・相談室・事務室 ■消火設備その他の非常災害に必要な設備 ■必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ■サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） ■消火設備その他の非常災害に必要な設備 ■必要なその他の設備・備品

※要介護者と一体型で運営する場合、要介護者のサービスに従事する人員等は、国基準相当サービスの基準に該当する必要がある。

訪問型サービスと通所型サービス

訪問型サービス

サービスの内容により2区分
1回のサービス時間は45分

- ① サービス内容
家事援助・身体介護
- ② 利用回数
要支援1 週1回又は2回
要支援2 週1回から3回まで
- ③ 利用料
3,078円/回 (270単位)
- ④ 利用者負担
1割負担 308円/回
2割負担 616円/回
3割負担 924円/回

- ① サービス内容
家事援助のみ
- ② 利用回数
要支援1 週1回又は2回
要支援2 週1回から3回まで
事業対象者 週1回
- ③ 利用料
2,565円/回 (225単位)
- ④ 利用者負担
1割負担 257円/回
2割負担 513円/回
3割負担 770円/回

通所型サービス

サービス提供時間により3区分

- ① 利用回数
要支援1 週1回又は2回
要支援2 週1回から3回まで
事業対象者 週1回
- ② サービス内容(3区分共通)
送迎、利用者の体調確認、生活機能向上訓練
レクリエーション
- ③ 利用時間
5時間以上
- ④ 利用料
4,185円/回 (384単位)
- ⑤ 利用者負担 1割負担 419円/回
2割負担 837円/回 3割負担 1,256円/回

- ③ 利用時間
3時間以上5時間未満
- ④ 利用料
3,346円/回 (307単位) 基準の80%相当
- ⑤ 利用者負担 1割負担 335円/回
2割負担 670円/回 3割負担 1,004円/回

- ③ 利用時間
2時間以上3時間未満
- ④ 利用料
2,932円/回 (269単位) 基準の70%相当
- ⑤ 利用者負担 1割負担 294円/回
2割負担 587円/回 3割負担 880円/回

介護予防ケアマネジメント

1 介護予防ケアマネジメント

本人の自立した生活を送ることができるようにケアプランを作成すること

2 実施の手順

- ① アセスメント（課題分析）
- ② ケアプラン原案の作成
- ③ サービス担当者会議
- ④ 利用者への説明・同意
- ⑤ ケアプランの確定・交付
- ⑥ サービス利用開始
- ⑦ モニタリング
- ⑧ 評価

3 報酬

基本報酬：4,993円（438単位） 初回加算：3,420円（300単位）※ 1単位 = 11.4円（1級地）

委託連携加算：3,420円（300単位）…令和3年4月1日新設

※ 初回加算は次の場合に算定できる

ア) 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合（契約の有無に関わらず、介護予防ケアマネジメントの実施が終了して2月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合を含む）。

イ) 要介護者が要支援の認定を受けたとき、あるいは、一定の基準に該当した方の介護予防ケアマネジメントを実施する場合。

※ 委託連携加算は次の場合に算定できる

ア) 当該利用者の必要情報を居宅事業所に提供し、その事業所がサービス計画の作成等に協力した場合、開始した月に限り利用者一人につき1回を限度とする。

3 事務負担の軽減

① サービス担当者会議

訪問型サービスの提供にあたって身体介護が必要な場合及び暫定ケアプランを作成する必要がある場合を除き、原則、高齢者総合相談センター職員の出席を不要とするほか、開催月をサービス提供開始月と終了月の2回とする基準の緩和を行う。

また、あわせて書類（介護予防サービス・支援計画書）の記載内容の簡略化と、居宅介護支援事業所から高齢者総合相談センターへ提出する書類を削減し、事務負担の軽減を図る。

② モニタリング

要支援認定を受けている方への面談によるモニタリングは厚生労働省の基準に従って行うが、一定の基準に該当した方への面談によるモニタリングはサービス提供開始月と終了月の2回として事務負担の軽減を図る。

※ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成18年3月14日厚生労働省令第37号（中略）最終改正令和3年1月25日）

文書をイメージ

	サービス提供開始月	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6ヶ月目	7か月目	終了月
サービス担当者会議	○	×	×	×	×	×	×	○
モニタリング （要支援1・2）	○面談	○	○	○面談	○	○	○面談	○面談
モニタリング （一定の基準に該当した方）	○面談	○	○	○	○	○	○	○面談
報酬	基本報酬 +初回加算	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬	基本報酬

65 歳からのいきいき元気度チェック（基本チェックリスト）

No.	チェック項目	回答を○で囲んでください	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
12	BMI=体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m) = ()	1. はい	0. いいえ
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

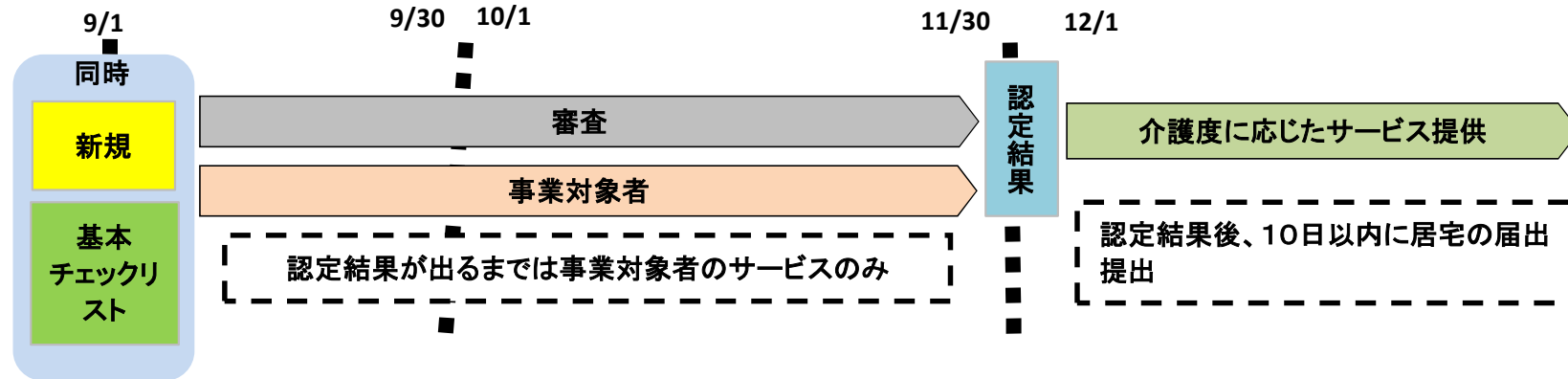
下記の①～⑦のいずれか1つに該当した方は、訪問型サービス及び通所型サービスを利用することができる。

- ① 複数の項目に支障
No.1～20 までの20項目のうち10項目以上
- ② 運動機能の低下
No.6～10 の5項目のうち3項目以上に該当
- ③ 低栄養状態
No.11～12 の2項目のすべてに該当
- ④ 口腔機能の低下
No.13～15 までの3項目のうち2項目以上
- ⑤ 閉じこもり
No.16～17 の2項目のうちNo.16 に該当
- ⑥ 認知機能の低下
No.18～20 までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
- ⑦ うつ病の可能性
No.21～25 までの5項目のうち2項目以上に該当

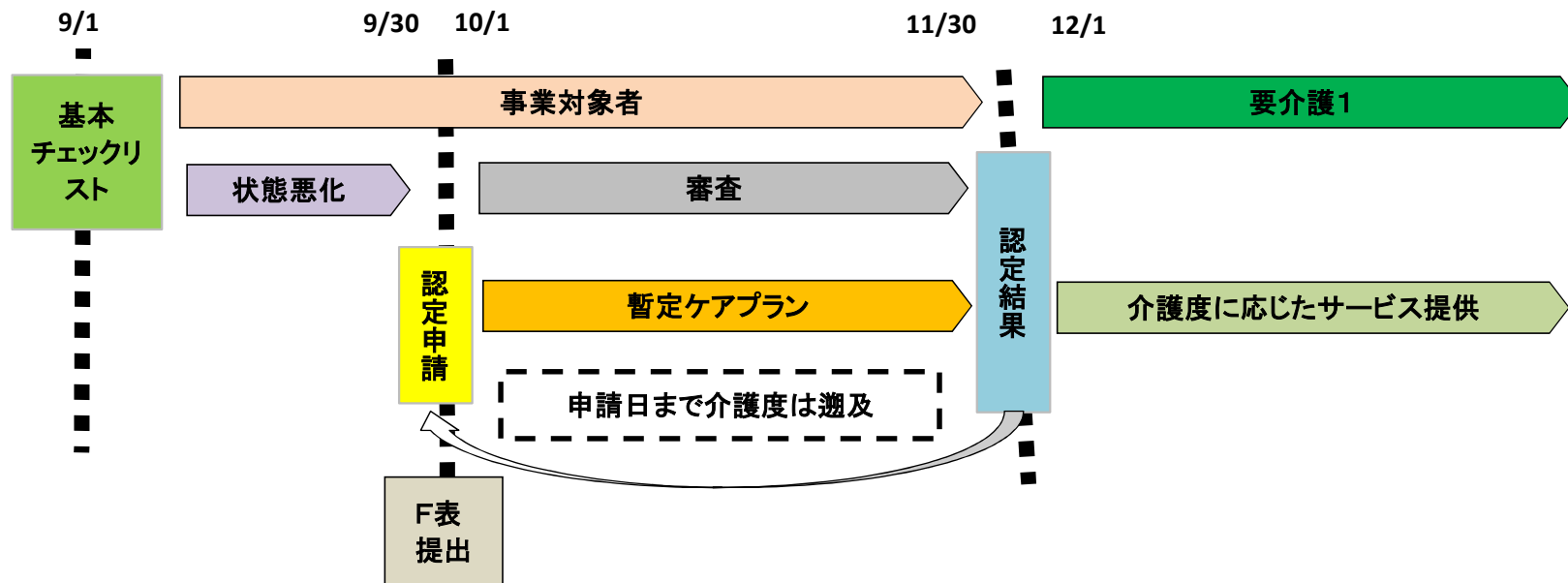
※ 実際の書式とは異なります

事例) 良くある新規申請や区分変更時の申請について

ケース1・・・新規申請の際、基本チェックリストを実施



ケース2・・・状態悪化に伴う申請



住所地特例について

1) 住所地特例制度の概要

- ・被保険者は住所地の被保険者になるのが原則ですが、例外として「住所地特例」があります。
被保険者が葛飾区ではないところの施設に入所し、施設所在地に住所変更した場合には、移動先の自治体ではなく、元の住所地の葛飾区が保険者になる場合のことです。

制度の背景

- ・施設所在地の自治体に入所する転入者が増え、その自治体の財政負担が集中することを防ぐことを目的としています。

2) 対象の住所地特例施設（以下施設）

- ア 介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院等
ただし、地域密着型介護老人福祉施設を除く
- イ 有料老人ホーム、軽費老人ホーム
ただし、地域密着型特定施設を除く
- ウ 養護老人ホーム
ただし、老人福祉法第11条第1項第1号の措置者に限る

※有料老人ホームは「介護付」「住宅型」「健康型」対象
※有料老人ホームのサービス付高齢者向け住宅は対象

・住所地特例により、自治体毎に価格差のある介護予防ケアマネジメント費では差額調整が必要になります。
それが年に1度の「財政調整」です。

3) 住所地特例の取扱い

- ア 居宅から施設に入所する場合
 - ・施設が所在する自治体以外の住所地から当該施設に転入・入所した者は、前住所地の自治体が保険者となる
- イ 施設を退所し、引き続き他の施設に入所する場合
 - ・施設所在地以外の住所から施設Aに入所し、そこを退所後に引き続き施設Bに入所の場合、施設Bでは、施設Aの前住所地の自治体が保険者となる。
ただし、施設Bに入所する際、施設Aの所在する住所以外から住所を移した場合は、その場所の自治体が保険者となる
- ウ 施設を退所し居宅となる場合
 - ・住所地特例で施設に入所していた者が退所し、居宅となった場合は、住所地特例は終了し、居宅の住所地の自治体が保険者となる

住所地特例のケース・パターン別の保険者について（参考）

ケース	適用	移動の状況
① 本人所在と住民登録地が同一	本人の所在	自宅（A区）
	住民登録地	自宅（A区）
	保険者	A区
② 本人所在と住民登録地が異なる	本人の所在	自宅（A区）
	住民登録地	別地（B市）
	保険者	B市
③ 居宅から施設に入所	本人の所在	自宅（A区）⇒施設（B市）
	住民登録地	自宅（A区）⇒施設（B市）
	保険者	A区 A区
④ 施設に入所しても住民登録地の移動はなし	本人の所在	自宅（A区）⇒施設（B市）
	住民登録地	自宅（A区）—自宅（A区）
	保険者	A区 A区
⑤ 2以上の施設すべてに順次住民登録を移転	本人の所在	自宅（A区）⇒施設（B市）⇒施設（C市）
	住民登録地	自宅（A区）⇒施設（B市）⇒施設（C市）
	保険者	A区 A区 A区
⑥ 2以上の施設に継続して入所しているが、2以上の施設に住民登録を移転	本人の所在	自宅（A区）⇒施設（B市）⇒施設（C市）
	住民登録地	自宅（A区）—自宅（A区）⇒施設（C市）
	保険者	A区 A区 A区
⑦ 施設以外の場所に住民登録を移し、さらに施設を移動し、住民登録も施設に移転	本人の所在	自宅（A区）⇒施設（B市）⇒施設（C市）
	住民登録地	自宅（A区）⇒別地（D市）⇒施設（C市）
	保険者	A区 D市 D市
⑧ 入所しても住民登録の移動はせずに、その後施設所在地以外の場所に住民登録	本人の所在	自宅（A区）⇒施設（B市）—施設（B市）
	住民登録地	自宅（A区）—自宅（A区）⇒別地（C市）
	保険者	A区 A区 C市

EX) ②の手続きについて

- ・ A区保険者（包括A X）
- ・ B市住所地特例施設入所（包括B Y）

手順

- ① 包括A XがB市の包括B Yへ委託
- ② B市包括B YがB市役所に提出
 - ・ 介護予防ケアマネジメント届出書
 - ・ 介護保険証の写し
- ③ B市役所がA区役所に提出
 - ・ 介護予防ケアマネジメント届出書
 - ・ 介護保険証の写し
- ④ A区役所は介護保険システムにB市包括を登録
- ⑤ 完了

第三者行為について

1) 第三者行為の概要

- ・「第三者行為」とは、(加害者である) 第三者から(交通事故という加害等) の行為です。
日常的な風邪や不注意で転んでのケガや加齢による衰えに対する治療や介護と区別して、交通事故等の怪我の治療や介護サービスが必要に至ったことが第三者からの行為によるものとされます。
(公金負担部分を損保に代替…介護保険補第二十一条)
事故に遭わなければ、治療も介護も必要ないのですから、発生した保険料は加害者の損保会社に負担を求める手続きを保険者が行います。(労災でも自動車事故に限られています。)

2) 手続きに必要なこと

- ・交通事故の確認と示談をしないことを求める書類として、被保険者にご用意いただきます。
必要書類一覧)
① 人身事故証明書 ② 事故発生状況報告書 ③ 第三者の行為による被害届 ④ 念書
⑤ 誓約書 ⑥ 医師の診断書または意見書 ⑦ 同意書
(加害者の損保会社に作成依頼や請求する書類もあります。)
既に医療保険で損保会社と接している事もあり、損保会社の対応もスムーズだと思われます。

2) 皆様へのお願い

- ・交通事故で介護サービスを申請する場合は、給付係へ連絡願います。
情報が入らないとアクションにつながりませんので、「かもしれない」ケースでも給付係へご連絡いただきますよう、お願いいたします。
※第三者行為の届出義務化(平成 28.3.31 老介発 0331 第 5 介護保険計画課長通知)

介護保険法第二十一条

第二十一条 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項に規定する場合において、保険給付を受けべき者が第三者からの同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

3 市町村は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収または収納の事務を国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。